

キャッシュレス決済普及業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は武雄市キャッシュレス決済普及業務（以下「本業務」という）の委託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

2. 業務の概要

- (1) 業務名 武雄市キャッシュレス決済普及業務
- (2) 業務内容 別紙「令和5年度武雄市キャッシュレス決済普及業務仕様書」のとおり。
- (3) 契約期間 契約締結日から令和6年3月29日（金）までとする。
- (4) 見積限度額 7,575,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

3. 参加資格等

本プロポーザルに参加する者の必要な資格は、次の条件を全て満たすこと

- (1) 武雄市競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む）の規定に該当しないこと。
- (3) 武雄市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等措置要領（平成23年訓令第3号）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けたものを除く。

4. 提案の手続き等

(1) プロポーザル実施スケジュール

内容	日時
実施要領等の公告・公募の開始	令和5年10月11日（水）～
質問の受付期間	令和5年10月11日（水）～20日（金）正午まで
質問書への回答	令和5年10月24日（火）
参加表明書 提出期限	令和5年10月25日（水）正午まで
参加資格確認結果通知書の送付	令和5年10月27日（金）
企画提案書提出期限	令和5年11月1日（水）正午まで

プレゼンテーション開催日時等の通知	令和5年11月2日(木)
選定委員会開催日 (プレゼンテーション開催日)	令和5年11月6日(月) 午前13時30分～ (予定) ※1
結果の通知	令和5年11月7日(火) (予定) ※1
優先交渉権者と業務の詳細協議	令和5年11月8日(水) ～ (予定) ※1

※1 企画提案者数により、日程の変更が生じる場合がある。

(2) 手続き等

- ・ 実施要領等の交付
 - ア 交付期間 令和5年10月11日(水) から
 - イ 交付場所 武雄市ホームページよりダウンロード可
- ・ 質問について
 - ア 本業務関し、質問がある場合は、別紙2号「質問書」に質問内容、提案者の会社名、担当者名、電話番号、FAX 番号、e-mail を記載し、商工観光課へ e-mail にて送付すること。
 - イ 質問書の提出期限は、令和5年10月20日(金) 正午までとする。
 - ウ 質問は、質問票の様式を用いて「14. 問い合わせ先」のアドレスへ電子メールで提出すること。送信に当たっては、表題を「武雄市キャッシュレス決済普及業務委託についての質疑」とすること。原則として、電子メール以外の方法による質問は受け付けない。
 - エ 質疑受付の終了時刻に関しては受付場所における着信日時とし、受理しているかどうかの判断は本市が行うものとする。ただし、電話による受理確認は差し支えない。
- ・ 回答方法
 - ア 質問に対する回答は、質問者を含めた全ての参加表明者に、下記の要領にて電子メールにより令和5年10月24日(火) までに回答する。ただし、本業務委託に直接関係のある質問のみに回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。
 - イ 電子メールの送信先は、質問票に記載されたメールアドレスに送信する。
 - ウ 回答期限を過ぎても、電子メールが届かない場合は、「14. 問い合わせ先」の電話連絡先へ連絡をすること。

5. 参加表明書の提出

参加希望者は、下記の参加表明書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和5年10月25日(水) 正午まで ※必着

(2) 提出場所

末尾記載の「14. 問い合わせ先」の窓口とする。

(3) 提出書類・必要部数

- ・ 参加表明書（様式第1号） 1部
- ・ 誓約書（別紙1号） 1部
- ・ 商業・法人に係る履歴事項全部証明の写し 1部

(4) 提出方法：郵送又は持参

※担当者に受領したことを必ず確認すること。

(5) 参加資格確認結果通知書の送付

参加表明書の提出があったすべての事業者に対して「参加資格確認結果通知書」により令和5年10月27日（金）までに発送する。

6. 提案書等の提出

参加希望者は、下記の要領で提案書等の提出を行うものとする。

(1) 提出期限

令和5年11月1日（水）正午まで ※必着

(2) 提出書類

次に示す書類を提出すること。また、本要領に様式が示されているものについては、その様式を使用すること。様式の定められていないものは任意とする。

- ・ 企画提案書（別紙3号）
- ・ 企画提案書の添付書類には、上記2.「業務の概要」を実現するための業務について、記載すること。（任意様式）
- ・ 会社概要（別紙4号又はパンフレット等）
- ・ 業務実施体制（別紙5号）
- ・ 本業務委託の実施スケジュール案（任意様式）
- ・ 参考見積書（消費税及び地方消費税を含む。提案全体の見積額とその内訳記載）（任意様式）
- ・ キャッシュレス決済端末一覧（別紙第6）
- ・ 実績書
- ・ その他参考資料（任意様式）

(3) 提出方法

- ・ 上記企画提案書等は、A4判で（別紙3号）をつけて1部を郵送または持参すること。合わせてe-mailによりデータを提出すること。
- ・ 持参する場合は、平日の午前9時から午後5時（正午から午後1時を除く）までに持参すること。郵送の場合も提出期限までに必着とする。

(4) 提出場所

末尾記載の「14. 問い合わせ先」の窓口とする。

7. プロポーザルに関するプレゼンテーション及びヒアリング

次のとおり提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(1) 実施方法

- ・ WEB 会議システムによるオンラインでの実施
(WEB 会議システムへのアクセス方法については別途通知する。)
- ・ プレゼンテーションの時間は、1 事業者あたり概ね 30 分 (説明 20 分、質疑応答 10 分) 程度によるプレゼンテーション審査を行い、その後、総合的に審査する。
- ・ 提案追加資料の配布等は禁止するが、提出された提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。

(2) 実施日時

- ・ 令和 5 年 11 月 6 日 (月) 13 時 30 分～ (予定)
- ・ プレゼンテーション等の実施時間については、令和 5 年 11 月 2 日 (木) 個別に別途通知する。

(3) 優先交渉権者等の決定

- ・ プレゼンテーションにより審査し、優先交渉権者及び交渉権者を 1 者ずつ選定する。

8. 選定委員会

(1) 名称

- ・ 選定を行う委員会は「キャッシュレス決済普及業務受託候補者選定委員会」とする。

(2) 構成メンバー

- ・ 武雄市内商工観光関連団体、武雄市職員で構成する。

(3) 審査方法等

- ・ 選定委員会会議は、非公開とする。ただし、優先交渉権者及び審査講評については、武雄市ホームページで公表する。

9. 審査及び選定結果の公表

- (1) 本業務の受託者の決定にあたっては、「仕様書」を基本としたうえで、提出された企画提案書の内容やプレゼンテーション及びヒアリングでの説明、質疑応答に基づき、別表の審査項目において審査し、優先交渉権者及び交渉権者を 1 者ずつ選定する。

- (2) 企画提案書を提出した全ての業者に対して、選定結果を通知する。

10. 失格事由

プロポーザルが以下の条件に該当する場合は、無効となることがある。

- (1) プロポーザルの提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合。
- (2) プロポーザルに記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合。
- (3) 虚偽の内容が記載されている場合。

11. 評価結果の通知

- (1) 選定結果については、令和5年11月7日（火）に通知する。
- (2) 選定されなかった者に対しては、理由等を明記し通知を行う。

なお、通知した日の翌日から5日（休日除く）以内に書面により選定されなかった理由についての説明を求めることができる。説明を求めた発注者には、説明を求めることができる最終日から起算して5日（休日除く）以内に書面により回答する。

12. その他

- (1) 提案書等は1者につき1案のみ提出すること。
- (2) 提出後における提案書等の再提出及び記載内容の変更は認めない。
- (3) 企画提案書の著作権は、提出者に帰属するが、公平性、透明性、客観性を期するために公表することがある。

13. 契約事項

- (1) 選定した優先交渉権者（優先交渉者が応募資格を満たさないと判断された場合、無効となる場合に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は交渉権者）と交渉し契約手続きを進めるものとする。
- (2) 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。ただし武雄市財務規則第120条の契約保証金の減免に該当するものは、納付を免除する

14. 問い合わせ先

武雄市営業部商工観光課商工振興係

〒843-8639 武雄市武雄町大字昭和 12-10

電話番号：0954-23-9237 e-mail：syoukoukankou@city.takeo.lg.jp

別表

項目	詳細	点数
市内店舗のキャッシュレス決済導入の状況把握（15点）	状況把握の方法は適正か？	5
	人員体制は十分か？	5
	スケジュール計画は妥当か？	5
キャッシュレス決済の導入サポート（65点）	キャッシュレス端末（提案する内容や数等）は十分か？	15
	店舗が負担するイニシャル・ランニングコストは過大ではないか？	10
	キャッシュレス端末の通信環境への対応は十分か？	10
	店舗への提案方法や手段は適正か？	10
	人員体制は十分か？	10
	スケジュール計画は妥当か？	10
コールセンター及び導入後のサポート体制（10点）	コールセンター運営方法は適正か？	5
	人員体制は十分か？	5
見積り（10点）	提案の見積りは適正か？	10
合計		100